

「第 102 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 4 年 11 月 2 日（水曜日）に、「第 102 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省共用第 2 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき委員の互選により選出された菅沼修委員が議事進行役を務めました。また、同設置規定に基づき臨時委員として全日本スパイス協会の柘植信昭氏にご出席いただきました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和 4 年 9 月から 10 月にかけて開催された第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）及び 10 月に開催された第 22 回アジア地域調整部会（CCASIA）の報告を行い、令和 4 年 11 月から 12 月にかけて開催される第 45 回総会（CAC）及び第 53 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)

・ 議題 3「乾燥花」のうち 3.1「サフランの規格案」について、山口隆司委員から、「Extra class を規格に含める場合は最低限の要求事項のみを規定すべき」とあるが、前回、急な提案という理由で合意できなかった「Grade III」を規格に含めて、「最低限の要求事項」として規定したものと理解して良いか質問がありました。これについて、分類に「Extra class」を含めるという電子作業部会（EWG）の提案に対し、分類に Extra class を設定する必要はなく、規定する要件は最低限のものとなるようにすべきとの反対意見が出されたものであり、最終的には Extra class、Grade III を含めた 4 分類とすることで合意された旨回答しました。

・ 同じく議題 3.1 について、森田満樹委員から、前回会合において、スパイス・料理用ハーブ規格の「原産国／収穫国」の表示事項は、「原産国を義務表示、収穫国を任意表示とするが、必要に応じて個々の規格において再検討することになった」とあるが、今回の会合において、サフランでは、EWG から提案された収穫国は義務表示」のままとすることに合意したとある点に関し、4 つの分類全てで原産国・収穫国とも義務表示とすることに合意し、総会に提出するという点か、それとも個々の分類によっ

て異なるのか質問がありました。これについて、サフランについては、議長から EWG の提案を採用することが提案され、検討の結果、4つの分類とも収穫国を義務表示とすることで総会に諮ることに合意した旨回答しました。

・同じく議題 3.1 について、廣田浩子委員から、国際的に流通しているものに等級が表示されているのか、それとも品質や価格等で判断しているのか、また、原産国表示を義務化すれば産地偽装表示の可能性も減ると考えるが、過去に偽装表示されたサフランが国内で流通したことがあるのか質問がありました。これについて、柘植信昭臨時委員から、国内で流通しているものには等級の表示はされておらず、また、これまで国内外での偽装表示の事例は承知していない旨回答しました。

・議題 4「乾燥種子」のうち 4.1「ナツメグの規格案」について、森田満樹委員から、物理的特性について「肉眼による確認」に、「必要に応じて矯正した視力による旨」の追記とあるが、具体的な数値はあるのか質問がありました。これについて、「脚注で矯正した視力」の旨を記載することに合意したが、具体的な数値は議論しなかった旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、「虫害、汚染」に重量当たりパーセント（最大値 5）を割り当てたとあるが、これは「目視可能な」ということか、その下に「虫害、虫食い」は分析法が追加されるとあり、どのようにして重量当たりパーセントを求めるのか質問がありました。これらについて、目視可能であり、追加とあるのは付属書Ⅱの表中に分析方法を記載するということであり、どのように求めるかについては、記載した分析法に基づいた手順に従って算出する旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、第 101 回コーデックス連絡協議会の資料では「感染」となっていたのが、今回の資料では「汚染」に変更されたが、用語が変更されたのか質問がありました。これについて、用語は変わっていないが、「感染」より「汚染」という表記の方があっているとして、変更した旨回答しました。

・議題 5「乾燥果実」のうち 5.1「トウガラシとパプリカの規格原案」について、森田満樹委員から、物理的要件を「カビによる損傷、虫害」をあわせて最大値 3%としているが、これは目視可能なものとしているのか、他の分析法があるのか質問がありました。これについて、目視可能なものとしており、測定方法は目視検査である旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、「げっ歯類の毛、昆虫片」の最大値を 25 g あたりのカウントの最大値としているが、具体的な数値は今後検討されるのか。また、この項目はトウガラシとパプリカ特有の規格なのか、他の汚染（動物の排泄物など）はカウントしないのか質問がありました。これについて、付属書Ⅰの表中に記載されているように、チリペッパーではげっ歯類の毛が 25 g あたり最大 6 カウント、昆虫片が最大 50 カウント、パプリカ・ホットパプリカではげっ歯類の毛が 25 g あたり最大 11 カウント、昆虫片で最大 75 カウントとされており、この項目については、今回であれば、ナツメグなど他の規格の物理的要件でも記載されており、動物の排泄物など他の欠陥についても規格に取り上げられている旨回答しました。

・辻山弥生委員から、今回議論した規格には全て ISO 規格があるのか、そうであれば、参照されているものとされていないものがあるが、コーデックス規格では包摂的で最低限の要求事項にすることが重要視されるという点で、ISO 規格とは性質が異な

るため、業界で混乱しないのか、また、コーデックス規格が作成された後、取引先の相手国から、取引での要求事項が厳しすぎると指摘される可能性があるが、その点は問題ないのか質問がありました。これについて、柘植信昭臨時委員から、ISO 規格が全てに作成されているのではなく、国際的にみると、ヨーロッパでは ISO 規格を参照した規格、米国では独自の規格があることから、コーデックスで統一された規格を設定しようとしているものである、なお、日本には国内で統一した独自の規格はなく、各企業が自社規格を設定しているところ、コーデックス規格よりも厳しい品質基準を設定しているため、コーデックス規格が作成された後の影響については業界も懸念しているが、現状、高い品質の製品を高値で取引しており、また需給がひっ迫している状況にはないため、日本の貿易にはすぐに影響はでないと考えている旨回答しました。

・ 穂山浩委員から、各規格においてカビの議論があったが、アフラトキシンの値は規格上にはあるのか質問がありました。これについて、柘植信昭臨時委員から、アフラトキシンは CCSC ではなく汚染物質部会（CCCF）で議論されているが、CCSC で作成する規格の汚染物質条項において、CCCF の規格を参照し、順守するよう記載される旨回答しました。

・ 戸部依子委員から、カビと虫害を一緒に評価する規格と分けて評価する規格があるが、作物の種類や危害要因の発生理由、状態によるものなのか質問がありました。これについて、柘植信昭臨時委員から、分析手法として欠損を目視する際、カビに汚染されたもの、虫の被害があるものを同時にカウントするが、規格要件の数値が大きすぎるものがあるため、規格によって分けているものもある旨回答しました。

(2) 第 22 回アジア地域調整部会（CCASIA）

・ 議題 6「コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング」のコミュニケーションワークプランに関する議場配布資料（CRD）11 に関連し、山口隆司委員から、なぜ日本のコーデックス・コンタクト・ポイント（CCP）が文部科学省に置かれているのか質問がありました。これについて、日本がコーデックス委員会に加盟した当初、国内で CCP をどこが務めるかの検討が行われ、コーデックス関連の業務は複数省庁にまたがることから、国内の事務連絡の円滑化と調整を図るため、当時の総理府の外局であった科学技術庁資源局企画課長が差し当り CCP を引き受け、行政の継続性の観点から現在の文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室長が CCP を引き継いでいる旨回答しました。

・ 議題 13「その他の事項」について、森田満樹委員から、調理米（cooked rice）及び缶詰コンgee（canned congee）の地域規格に関連し、各国がそれぞれ様々な製品の規格策定を提案している印象があり、日本はいずれも再検討を促しているが、今後は偏った規格が策定され、貿易上の問題とならないようにしてもらいたいとのご意見がありました。また、これに関連し、同じく森田満樹委員から、日本がリードして新たな規格を提案することはできないかとの質問がありました。これについて、我が国としては、これらの提案に関して手続きマニュアルにある新規作業提案の際に考慮すべき点（例、消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保、途上国のニーズ、貿易量、各国の独自基準による貿易障害の有無、規格化に適するか（Amenability））に照らして検討すべきとの立場で対応したこと、今後については今次会合の議論の結果、コーデ

ックス手続きマニュアル、執行委員会からの助言及び関係事業者の意向を踏まえる必要がある旨回答しました。

- ・鶴身和彦委員から、地域規格は SPS 協定等の国際規格にあたるのか質問がありました。これについて、一般的にはあたらないと考えられている旨回答しました。

- ・辻山弥生委員から、特に CCASIA において地域規格の乱立の様相がみられるが、地域規格にではなく、より重要な案件にコーデックスの限られたリソースを割くべきであることを日本から問題提起すべき旨ご意見をいただきました。

また、議題 13「その他の事項」において、韓国から、調理米 (cooked rice) について、まずは地域規格を策定し将来国際規格にすることを検討したいと説明があったことに関し、国際規格の策定を担当する穀物・豆類部会 (CCCPL) は休会中とはいえウェブ開催等で規格策定を検討することができるはずと考えるが、比較的容易に規格策定を進めることができる地域規格をまず策定し、その後、国際規格にするという進め方は、コーデックスのあり方からみて適切ではないのではないかとのご意見をいただきました。これについて、地域規格の乱立は望ましくないとの意見は政府関係者内でも出ており、貴重なリソースをどう使うべきか対応を考えていきたい旨説明しました。

- ・菅沼修委員から、国際規格の新規作業提案を検討する際には、世界的な流通量等を考慮しており地域規格でもそういった点を十分考慮すべきである、各国それぞれがアピールしたい食品の規格策定の提案をすることはコーデックスの趣旨にそぐわない旨ご意見をいただきました。

(3) 第 45 回総会 (CAC)

- ・仮議題 2「第 82・83 回執行委員会の報告」について、森田満樹委員から、「新たな食料源と生産システム」に関する小委員会の設置について、「新たな」の定義は今後検討されるのか質問がありました。これについて、小委員会でのこれまでの議論では、「新たな」に関する定義を検討する方向にはなっていない旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、CCASIA の報告資料において「CCASIA は積極的に議論に参加すべき」とあるが、CCASIA はこの小委員会にどうかかわっていくのか質問がありました。これについて、小委員会には執行委員会のメンバーのみ参加することができ、アジア地域からは地域調整国の中国と地域代表 (Member elected on a geographic basis) の日本が参加しているが、CCASIA 加盟国から出された意見は、中国が小委員会で述べるのが可能であり、「積極的に議論に参加すべき」については、CCASIA の加盟国が小委員会に直接参加することを意味したものではなく、今後、コーデックスにおいて、アジア地域で長年の食経験のあるような食品が議論される場合に、アジア地域加盟国も積極的に議論に貢献していくべきとの意味である旨回答しました。

- ・仮議題 2「第 82・83 回執行委員会の報告」について、「科学の役割に関する原則文」の小委員会に関し、辻山弥生委員から、小委員会で作成されているガイダンス文書が正式なコーデックス文書になった場合、SPS 協定上の国際基準として影響が大きいものになると考えるが、文書の取扱いに関し、日本としてどう考えているのか質問がありました。これについて、ガイダンス文書の取扱いは正式には決定していないものの、小委員会の設置当初から、コーデックス文書を作成するのではなく、加盟国が参考に

できるような参照文書を作成する方向で検討作業を続けており、日本としてもその方向で進めていくことでよいと考えている旨回答しました。

・仮議題4「部会の作業」のうち4.8「食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）」について、穂山浩委員から、ジルパテロール塩酸塩の最大残留基準値（MRL）原案に関する問題はFAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）のリスク評価の懸念があるため議論されているのか、また国際的基準が設定されていてもSPS 協定上は科学的根拠があれば各国独自の規格を設定できるので、問題ないのではないかと質問がありました。これについて、総会でMRL 設定に反対しているEUは、EUのリスク評価機関である欧州食品安全機関（EFSA）がJECFA の評価を支持しているため、動物福祉といった科学以外の観点を主張している、また、EU以外で反対している国の例として、タイは、可食臓器のうちリスク評価がなされていない臓器があることを理由にしている旨回答しました。

また、辻山弥生委員から、WTO/SPS 協定は、加盟国はリスク評価など科学的根拠があれば国際規格より厳しく措置を取れるとしているが、リスク評価が適切でないなどの指摘を受けてWTO パネルで敗訴する可能性があるため、コーデックスの間では自国の規格がコーデックス規格に反映されるよう対応していることが多いのではないかと説明がありました。

(4) 第53回食品衛生部会（CCFH）

・仮議題4「国際獣疫事務局（OIE）からの情報」について、山口隆司委員から、OIEと国際動物衛生機構（WOAH）の名称の使い分けについて質問がありました。これについて、OIEは正式名称であるフランス語の略称であり、2003年に通称としてWOAH（英語の略称）を使用することとされていたが、2022年5月のOIE総会において、通常使用する略称をOIEからWOAHとし、組織のロゴもWOAHに変更することが決定されたこと、ただし役所の文書では引き続き正式名称の略称であるOIEを使用することとしている旨回答しました。

・仮議題5「牛肉、葉物野菜、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ及びスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌(Shiga toxin-producing *Escherichia coli*: STEC)の管理のためのガイドライン案」について、鶴身和彦委員から、今後も同様に、食品一病原体の組合せで多くのガイドラインが策定されると、一つの食品で多くのガイドラインを確認する必要があり、管理する側での負担に懸念がある旨ご意見をいただきました。これについて、リスクの高いものを優先してガイドライン等の検討対象としているが、事業者への影響等も考慮しつつ対処していきたい旨説明しました。

(以上)